

所沢市告示第207号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 名称  
特定生産緑地（所沢市）の解除
- 2 解除する土地の区域  
別表のとおり